

議案第1号

条例案に対する意見について

令和4年2月17日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

令和4年2月岩手県議会定例会に提出された次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

第2 意見を求められた条例案

- (1) 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第23号）
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（議案第24号）
- (3) 職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち第1条（議案第25号）

人委職第 号
令和4年2月17日

岩手県議会議長 五日市 王 様

岩手県人事委員会
委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

令和4年2月15日付け議第334号により意見を求められた下記条例案については、
適当なものと認められます。

記

議案第23号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第25号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会
の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち第1条

県議会 2 月定例会に提案される条例案に対する意見について

1 検討の趣旨

県議会令和 4 年 2 月定例会に提案された条例案について、県議会から地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものであること。

〔議会日程〕

- ・ 2 月 16 日（水） 招集
- ・ 3 月 3 日（木） 常任委員会
- ・ 3 月 25 日（金） 本会議採決

2 意見を要する条例案

議案番号	条例名
第 23 号	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
第 24 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
第 25 号	職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち第 1 条

3 条例案の検証結果

No.	条例名	改正の趣旨	検証結果	検討資料
1	一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、及び精神保健福祉業務手当の支給限度額を引き上げようとするもの。	適当	別紙 1
2	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	育児休業等をするのできる非常勤職員の範囲を拡大し、及び職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めようとするもの。	適当	別紙 2
3	職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち第 1 条	職員及び委員のサービスの宣誓の方法を改めようとするもの。	適当	別紙 3

4 条例案意見（事務局案）

意見を求められた条例案につきましては、適当なものと認められます。

【参考】

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定）

第5条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第7条第1項又は第2項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

別紙 1

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（議案第 23 号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、及び精神保健福祉業務手当の支給限度額を引き上げようとするもの。

(2) 条例改正の内容

ア 社会福祉業務手当の支給範囲を拡大すること。（第 5 条の 3 関係）【別紙 1-1】

第 4 号に規定する「生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務」の支給対象公署として、新たに「福祉総合相談センター」を加えること。

イ 精神保健福祉業務手当の支給限度額を引き上げること。（第 7 条関係）【別紙 1-2】

精神保健福祉業務手当の支給限度額を現行の日額 290 円から日額 610 円に引き上げること。

(3) 施行期日（附則関係）

令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由（上記 1（2）ア関係）】

福祉総合相談センターに配置されている「ろうあ者・盲ろう者相談員」についても、現行規定で支給対象となっている広域振興局配置の「ろうあ者・盲ろう者相談員」と同様の業務に従事しており、その業務内容に困難性が認められること。

【理由（上記 1（2）イ関係）】

「精神保健福祉業務手当」の支給対象となる業務は、休日夜間を問わず対応が必要な業務（警察からの緊急呼び出し等）であり、職員の精神的・身体的負担及び業務の困難性が認められ、かつ、類似の支給対象である「社会福祉業務手当」との均衡が図られること。

社会福祉業務手当の支給範囲の拡大について

1 改正の趣旨について

現在、福祉総合相談センターに配置される「ろうあ者・盲ろう者相談員」が、身体障害者福祉法等に規定する相談業務等に従事した場合について、現行規定で社会福祉業務手当の支給対象となっている広域振興局配置の相談員とその業務内容の困難性が同等であると認められるものの、手当支給の対象外となっていることから、新たに支給対象公署として指定するもの。

2 社会福祉業務手当の支給範囲について

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例第5条の3第1項（社会福祉業務手当）【現行】

	対象職員	対象業務	金額
第1号	[略]	[略]	[略]
第2号	[略]	[略]	
第3号	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]
第4号	広域振興局保健福祉環境部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する業務	1日につき 610円

3 業務の困難性について

これまで、福祉総合相談センターにおいても「ろうあ者・盲ろう者相談員」が配置されていたものの、振興局の相談員が主に対応しており、相談件数が少なく相談内容も比較的軽易なものであったことから、手当の支給対象としていなかった。

その後、療育センターの矢巾への移転を契機に、福祉総合相談センターの相談員は、常勤職員とともに療育センター内に駐在勤務となったことにより、受診・検診時の相談や医療に係る内容等、相談件数が増え相談内容も高度化したことから、現在は、振興局勤務の相談員と同様の業務に従事しており、その業務内容も同等の困難性を有していると認められるもの。

4 条例案の内容

第4号に規定する「生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談又は調査の業務」の支給対象公署として、新たに「福祉総合相談センター」を加えること。

	対象職員	対象業務	金額
第1号	[略]	[略]	[略]
第2号	[略]	[略]	
第3号	[略]	[略]	[略]
	[略]		[略]
第4号	広域振興局保健福祉環境部又は福祉総合相談センターに勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する業務	1日につき 610円

別紙 1-2

精神保健福祉業務手当の手当額の引上げについて

1 改正の趣旨について

本手当は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により行われる相談等業務に従事した場合に支給される手当であるところ、業務内容が類似している社会福祉業務手当（日額 610 円）と手当額に 2 倍以上の差があることから、均衡の観点から支給限度額を引き上げるもの。

2 現在の処遇内容

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（第 7 条）

（精神保健福祉業務手当）

第 7 条 精神保健福祉業務手当は、職員が、次に掲げる業務に従事したときに、支給する。

- （1）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定による調査又は同条第 3 項の規定による精神保健指定医が診察する場合の立会い
- （2）法第 29 条の 2 の 2 第 1 項又は第 34 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく精神障害者の移送業務
- （3）法第 47 条第 1 項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導又はこれらに準ずる業務で精神障害者に接するもの

2 前項の手当の額は、勤務 1 日につき 290 円の範囲内で人事委員会の定める額とする。

3 業務内容について

「精神保健福祉業務手当」の支給対象である「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定により行われる相談等業務は、休日夜間を問わず対応を求められ、精神障がい者の人権や職員の身の安全に配慮しながら対応しなければならないものであり、また、自傷他害のおそれがある者への対応が求められていることから、心身に相当の負荷がかかる業務内容であり、困難性が認められるものである。

上記業務の内容は、「社会福祉業務手当」のうち、「身体障害者福祉法」や「知的障害者福祉法」等の規定に基づき面接して行う相談、調査、判定又は指導の業務と類似する内容であると認められる。

4 条例案の内容

精神保健福祉業務手当の支給限度額を現行の日額 290 円から日額 610 円に引き上げること。

別紙 2

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（議案第24号）

1 条例案の内容

(1) 条例改正の趣旨

育児休業等を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大し、及び職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置等を定めようとするもの。

(2) 条例改正の内容

ア 育児休業を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大すること。（第2条関係）

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止すること。

イ 部分休業を請求することができる非常勤職員の範囲を拡大すること。（第19条関係）

非常勤職員の部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件を廃止すること。

ウ 職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等について定めること。（第23条関係）

職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等の事実を申し出たときの、任命権者が講じる措置等として、職員に対する育児休業制度の周知、育児休業取得に係る意向確認の面談などを規定すること。

職員が当該申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないように規定すること。

エ 勤務環境の整備に関する措置について定めること。（第24条関係）

育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、下記の事項について規定すること。

- ・ 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- ・ 育児休業に関する相談体制の整備
- ・ その他育児休業に関する勤務環境の整備に関する措置

(3) 施行期日（附則関係）

令和4年4月1日から施行すること。

2 条例案意見（事務局案）

適当なもの認められる。

【理由】

国において、令和3年に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を受け、人事院規則を改正し、令和4年4月1日から施行予定であることを踏まえ、国に準じて条例の規定を改正するものであること。

別紙 3

**職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び
公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（議案第25号）**

1 条例案の内容

（1） 条例改正の趣旨

職員及び委員のサービスの宣誓の方法を改めようとするもの。

（2） 条例改正の内容

ア 職員のサービスの宣誓の方法を改めること。（第1条関係）

職員採用時に行う、サービスの宣誓の方法を所定の様式による宣誓書を任命権者に提出する方法とし、任命権者の面前において宣誓書に署名することを要しないこととする。

イ 人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓の方法を改めること。（第2条関係）

→ 一般職の職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項ではないため、意見は求められないもの。

（4） 施行期日（附則関係）

令和4年4月1日から施行すること。

2 条例案意見（事務局案）

適当なものと認められる。

【理由】

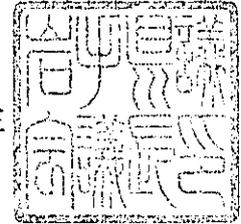
サービス宣誓は、職員及び委員がその職務を執行するに当たり、サービス上の義務を負うことを確認し、宣言する行為であり、これにより公務員としての自覚を促し、民主的で能率的な行政の達成に資することを目的とするものであるが、法は、条例で定めるサービス宣誓の方法について、特段の制限を設けていないこと。

議 第 3 3 4 号
令和 4 年 2 月 15 日

岩手県人事委員会
委員長 熊 谷 隆 司 様

岩手県議会議長 五日市

王

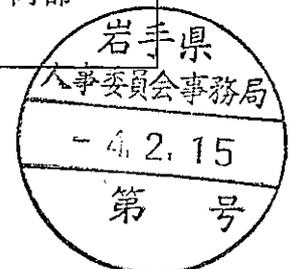


条例案に対する意見について
今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 議案第23号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 職員のサービスの宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例のうち第1条

担当
議会事務局議事調査課
議事管理担当 阿部
内線 6016



理由

社会福祉業務手当の支給範囲を拡大し、及び精神保健福祉業務手当の支給限度額を引き上げようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第24号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子（以下同じ。）が1歳6か月到達日）（同条の規定に該当する場合において「1歳6か月到達日」という。）（同条の規定に該当する場合においては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合においては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子（以下同じ。）が1歳6か月到達日）（同条の規定に該当する場合において「1歳6か月到達日」という。）（同条の規定に該当する場合においては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合においては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ・ウ [略]</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p>

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則

で定める非常勤職員

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 [略]

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(補則)

第25条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月16日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

育児休業等を行うことができる非常勤職員の範囲を拡大し、及び職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならぬ措置等を定めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第25号

職員の服務の宣誓に関する条例及び人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を

改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年岩手県条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してから</u> でなければ、その職務を行ってはならない。	(職員の服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出してから</u> でなければ、その職務を行ってはならない。
2 [略]	2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 人事委員会の委員及び公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年岩手県条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員の服務の宣誓) 第2条 新たに選任又は任命された委員は、 <u>知事の面前において、別記宣誓書に署名してから</u> でなければ、その職務を行ってはならない。	(委員の服務の宣誓) 第2条 新たに選任又は任命された委員は、 <u>別記宣誓書を知事に提出して</u> からでなければ、その職務を行ってはならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月16日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

理由

職員並びに人事委員会及び公安委員会の委員の職務の宣誓の方法を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。